

9 月定例議会開催

9 月 2 日～9 月 25 日

9 月定例議会が再開され補正予算、決算認定など全 33 案件及び議会提出議案 1 件を審議し全て可決・認定されました。(以下、一部掲載)
※令和 5 年度決算については 3 ページに記載

◇犬山市立保育園条例の一部改正

- ・来年 4 月 1 日開園予定の新保育園の名称を『犬山市立橋五子ども未来園』と定める。

◇工事請負契約の変更

- ・砂防指定地内の雨水流出抑制対策により、城東中学校南側多目的広場整備工事の増額

◇財産の取得

- ・消防ポンプ自動車の購入
(48,950,000 円 うち補助金 15,888,000 円)

◇一般会計補正予算(第 4 号)

- ・羽黒地区拠点施設改修 70,708 千円
- ・城東中学校整備基本設計プロポ審査、アスベスト調査、測量 7,448 千円
＜城東小学校減額分 6,116 千円＞
- ・図書館非常用発電機更新工事 41,360 千円



9 月定例議会 私の一般質問 (要旨)

件名 1 災害への備えについて

要旨① 南海トラフ地震臨時情報発表による対応について

Q 去る 8 月 8 日に宮崎県南部において震度 6 弱の地震が発生、気象庁による有識者評価検討会が初めて開催され、注意情報が発表された。市ではどんな対応を行ったのか、尋ねます。

A 8 月 9 日午後 0 時 30 分より第 1 回災害対策本部会議を開催、庁内や公共施設での初動対応や、避難所の空調の稼働状況や物資の確認、災害協定を締結しているいくつかの事業者へ協力

の確認などを行いました。また、「ロングラン花火」の対応では、注意情報が発出されていることをアナウンス、避難場所である内田防災公園を案内する掲示を 15 か所行うとともに、警備員に情報共有しました。以後、災害対策本部会議は 8 月 13 日と 15 日に開催し、8 月 15 日午後 5 時 30 分をもって災害対策本部を解散しました。なお、災害対策本部長である市長については、予定していた出張を取り止め不測の事態に備えました。さらに、市民への周知・啓発として、LINE など南海トラフ臨時情報に関するお知らせを配信し、ホームページにも同様の掲示をしています。

要旨② 防災ラジオ配備の進捗状況等について

Q 現時点での進捗状況及び、個別受信機の周知方法や購入までの手順などについて、どう考えておられるのか、確認致します。

A 放送設備設置工事は、6 月 18 日に業者と契約。現在、放送設備の製作中であり、10 月に設備の設置と試験を行う予定です。また、防災ラジオについても、8 月 9 日に同じ業者と契約し、10 月末に納品予定です。今年度の防災ラジオ配備対象区域等の方々には 10 月に申請書類等を含めた購入案内を郵送し、11 月から販売を開始する予定です。



要旨③ ため池の耐震化状況について

Q 現在の進捗状況や今後の予定などについてお訊きします。



A 防災重点農業用ため池については、令和元年度に国の基準が見直されたことに伴い 60 ヶ所から

75ヶ所となり、増加した池を対象に令和2年度から2ヶ年で耐震診断をした結果、耐震工事が必要な池は、これまでの27ヶ所から31ヶ所となりました。進捗状況は、令和5年度までに、新池、中島池をはじめとする24ヶ所の整備が完了、今年度は、北洞南池の整備を進めています。

要旨④ これまでの災害経験を活かした取り組み状況について

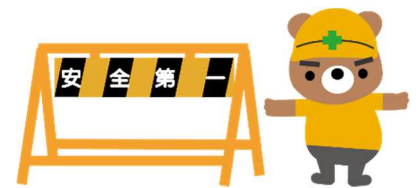
Q 風水害については、過去の災害経験から、色々な状況を想定しつつ、体制やマニュアルを強化する必要があると考えます。1点目として、避難情報発令のタイミングと発令する対象エリアの在り方について。2点目として、事前防災行動計画（起こり得る状況を想定したうえで、いつ・誰が・誰に・何を行うのかを時系列に表したもの）の作成状況や運用状況について。3点目として、災害対策本部チェックリストの作成状況や運用状況について、お尋ねします。

A 1つ目については、気象庁の発表する気象情報の警戒レベルを基準に、段階的に避難所を開設する運用としており、開設する避難所についてもあらかじめ定めています。

2つ目の「事前防災行動計画の作成状況」については、土砂災害と台風の2パターンを作成し、大雨や台風が接近する数日前からの業務を時系列にまとめています。最後に災害対策本部チェックリストの作成状況についてです。災害対策本部に係る業務は、関係機関との連絡や、気象や被害状況などの情報収集など多岐にわたるため、業務リストを作成し、そのリストを確認しながら災害対策本部での災害対応を行っています。そして、これらのマニュアルや業務リストについては、災害対応業務を正確かつ円滑に行えるようその都度情報を更新するよう努めています。

件名2 土木要望について

Q 令和3年6月議会の私の一般質問に於いて、要望件数等の概要と実



施率について、お尋ねしました。質問から3年経過しますので、その後の年度（令和3年度～5年度）ごとの土木要望の件数や実施率などについて、先ずはお訊きします。

A 地元から提出された土木要望件数は、令和3年度が1,289件、令和4年度が1,236件、令和5年度が1,313件でした。要望件数のうち、県や警察などが事業主体となるものを除いた犬山市への要望件数は、令和3年度が1,085件、令和4年度が988件、令和5年度が1,081件となります。そのうち、実施できたものについては、令和3年度が657件で、要望件数に対する実施率は、60.6%、令和4年度が597件で60.4%、令和5年度が718件で66.4%となっています。

再質問

Q 以前は田んぼや畑の草刈り時に土地に隣接する公道部分や水路敷も合わせてボランティア的に農家の方が草刈りを実施していたが、年々の高齢化により、「そこまではやっとなん」といった農家の声をよく聞きますので、草刈り要望は増えていると感じています。そこで、再質問いたします。先程の土木要望のうち、公共用地の草刈り要望はどうであったのかお訊きします。

A 令和3年度から令和5年度に提出された土木要望のうち、県管理を含めた道路、河川、水路、公園などの草刈りに関する要望は、令和3年度が81件、令和4年度が86件、令和5年度が90件であり、要望件数は若干の増加傾向がみられます。また、道路路肩や水路法面の草刈り



については、土木要望書の提出以外にも、直接窓口や、電話、メールでの要望や問い合わせが年々増加している傾向にあります

再々質問

Q 手間やコストを考えた場合、除草剤散布が、最も効率的ではないかと考えますが、一方で、市で



は環境面の配慮からか、除草剤を使用していないと思います。将来的には公共用地における除草剤使用もある程度許容していくべきと考えます。

そこで、まずは実証実験という形で、路線などを決めて除草剤を散布してはどうかと考えますが、当局の見解をお訊きします。

A 除草剤散布について、愛知県下では、8市が道路除草対策として使用実績があることを確認しています。



実績のある市からは、コスト面では草刈り業務と比較して約半分の費用で施工することができるとのことですが、除草剤散布をする時期

が難しく、草が生い茂った箇所での散布効果が少ないことや、散布から枯れるまでに時間を要するため、草刈りのように直ぐに路肩がきれいにならないこと。また、薬剤散布の後に雨などの悪天候が続くと、薬剤効果が薄れてしまうなどの課題もあるとのこと。また、散布箇所周辺及び道路利用者の方からは、環境や健康への不安のご意見をいただくこともあり、散布前の住民理解が必要とのことでした。

このように、道路路肩の除草剤散布については、地元や道路利用者の理解を得るための対策、場所と時期の案内看板の設置や散布前の周知、散布作業にあたっては通行者や車に薬剤がかからないよう十分な対策をした作業方法確立するなどの課題あります。

従いまして、実証実験については、散布場所周辺に住宅が無く、農地・水路に薬剤が入る恐れのない場所の選定、散布時期や使用する除草剤についての検証、作業方法を整理するなど、実施の有無を含め慎重に検討していきます。

件名3 星和橋について

要旨① 今後の工事スケジュールについて

Q この道路整備に先立ち、令和2年6月議会にて工事スケジュール等について一般質問さ

第92号議案

令和5年度犬山市一般会計及び特別会計の決算の認定 → → → 認定されました

会計別		調定額	収入済額 (A)	不納欠損額	収入未済額	支出済額 (B)	差引残額 (A-B)
一般会計		31,213,182,764	30,965,682,687	9,787,088	237,712,989	29,121,888,715	1,843,793,972
特別会計	国民健康保険	6,769,387,530	6,482,156,738	10,163,439	277,067,353	6,379,033,348	103,123,390
	犬山城費	386,874,208	386,874,208	0	0	285,048,454	101,825,754
	木曽川うかい事業	62,671,271	62,671,271	0	0	58,299,408	4,371,863
	介護保険	5,853,597,192	5,844,951,380	540,920	8,104,892	5,472,474,011	372,477,369
	後期高齢者医療	1,385,781,660	1,381,989,360	156,500	3,635,800	1,370,904,130	11,085,230
合計		45,671,494,625	45,124,325,644	20,647,947	526,521,034	42,687,648,066	2,436,677,578

せていただきましたが、その時の答弁は、「令和6年度に全ての工事が完了する予定であります。」という内容でした。

しかしながら、現地は数年前から殆ど変わっていないように思います。そこで、先ず、今後の工事スケジュールを確認します。

A 星和橋については、老朽化及び大規模地震時の耐震対策として、令和2年度に現場着手し、令和4年7月に大畔池の堤防を利用した新設道路へ切り替える工事が完了しています。星和橋



の橋桁から上の道路部分を撤去する工事については、全長222mのうち、道路新設工事に伴い99mを撤去しており、令和4年度は52m、令和5年度は17mを撤去済で、今年度は34mを撤去し、残りの20mを令和7年度に行う予定です。

この事業は、国の道路メンテナンス事業費補助金を活用しており、令和5年度の補助金の要望に対する内示率が73.9%と低かったため、工事スケジュールの見直しを行い、工事完了予定は、これまでの令和6年度から1年延期し、令和7年度の予定です。

要旨② 景観上の配慮について

Q 橋から上の部分を撤去し、橋台及び橋脚を存置するといった内容でした。

水面から幾つもの構造体が顔をだしたような形となり、景観上からは、いかがなものかと思えます。犬山市には景観計画が定められて、この計画の類型別の景観形成方針の中に「ため池」という項目があり、その内容を紹介させていただきますと、親水空間や池をつなぐ散策路などの整備を行い、来訪者だけではなく、市民にとっても自然を身近に感じることもできる場を

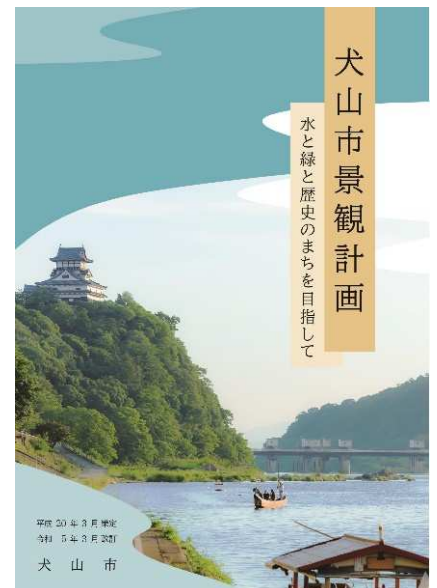
提供していきます。となっています。

そこで、1点目として、星和橋撤去に伴う景観上の見解をお尋ねします。

また、安全柵を設置したうえで、ちょっとしたベンチでも置いて、ウォーキング途中の休憩場所や池のビューポイント、いわゆる親水空間として再整備してはどうかと考えますが、設置の可能性について、2点目としてお訊きします。

A 1点目の星和橋撤去に伴う景観上の見解についてですが、星和橋については、やむを得ず必要最小限の構造物を残すものです。この橋脚が残されることによる、大畔池への景観上の見解ですが、残される必要最小限の構造物が、大畔池の眺望を著しく妨げるものとは考えていません。

また、2点目の親水空間の設置の可能性についてですが、今回の事業は、星和橋の老朽化及び大規模地震時の耐震性不足に伴い実施しており、星和橋の道路部分はすべて撤去する必



要があります。道路部分の撤去が完了すると、主要地方道春日井犬山線との接続部分については、同県道の歩道と同様に、車道側に防護柵を整備し、歩道の連続性を確保しつつ、安全対策として、池側に転落防止柵を設置する予定です。従いまして、議員ご提案の親水空間を整備する用地もないことから、予定はありません。

これまでの一般質問や答弁については、ホームページからご覧いただけます。市政について判らないことや困りごとなどがございましたら、お気軽にご相談ください。

